

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第31条中「同条第8項」を「同条第9項（法第9条の3の2第2項において読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、「以下同じ。）」の次に「又は法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「同条第1項」を「法第9条の3第1項又は法第9条の3の3第1項」に改める。

第32条中「法第9条の3第2項」の次に「又は法第9条の3の3第2項」を加える。

第33条第1項中「法第9条の3第2項」の次に「又は法第9条の3の3第2項」を加え、同条第2項中「法第9条の3第2項」の次に「又は法第9条の3の3第2項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、非常災害時において緊急の必要があると認めるときは、この期間を短縮することができる。

第34条第1項中「法第9条の3第2項」の次に「又は法第9条の3の3第2項」を加え、「同条第7項」を「法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項に

において準用する場合を含む。)」に改め、同条第2項中「法第9条の3第2項」の次に「又は法第9条の3の3第2項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置に係る特例措置が設けられたことに伴い、非常災害により生じた廃棄物を処分するために設置される一般廃棄物処理施設の設置の手續に関する事項について定める必要による。